

## 人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／12月15日(木) 13:00~16:00
- 場所／きび保健福祉センター

## 電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570 - 003 - 110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

# 人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513

ファクス 32-4827

## 「人権啓発標語」の募集を通じて

人権機関有田川では、毎年町民の皆さまに「人権」について考えていただくとうと、人権啓発標語を募集しています。今年は「幸せ」というテーマで募集したところ、小学生の部293作品、中学生の部611作品、一般の部35作品の、合計939作品の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

全ての作品を見せていただき、それぞれの人が描く「幸せ」には、いろいろな思いが寄せられていると感じました。

笑顔であいさつを交わせること、家族で楽しく食卓を囲めること、友達のみならずいろんな人とつながれることなど、身近に幸せがあることを作品にしてくれました。

昨今のニュースで、ロシアによるウクライナへの侵略戦争の映像や、日本のみならず世界的な自然災害の様子などを知ること、平凡な日常生活が送れることのありがたさを痛感する方々も多かったと思います。そんな日常を表現した作品もたくさん

ありました。

皆さまの作品を通して、平和で安心して過ごせる日常の幸せを改めて強く感じることができました。安心して生活できることが人権を守る基本になると思います。その上で、一人ひとりの表現や考え方の自由が大切にされる世の中であってほしいと願います。

人権機関有田川 森田美保

## 人権週間

昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的な人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省の人権擁護機関では、昭和24年(1949年)から毎年、人権デーを最終日とする1週間(12月4日~12月10日)を「人権週間」と

定め、その期間中、各関係機関および団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

しかし、今なお新型コロナウイルス感染症の感染者などに対する偏見・差別、インターネット上における誹謗中傷、いじめや虐待、外国人や障害のある人、ハンセン病元患者やその家族などに対する偏見・差別など、さまざまな人権問題が依然として存在しています。

これらの問題を解決し、国連の持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる「誰一人取り残さない」社会を実現するには、私たち一人ひとりが人権尊重の重要性を改めて認識し、他人の人権に配慮した行動をとることが大切ではないでしょうか。

本年も、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、さまざまなメディアを利用して全国各地で集中的に人権啓発活動を行います。

この機会に、人権について改めて考えてみませんか。